

2025年度 特定非営利活動法人地域生活応援団あくしす 事業報告書(案)

自 2025年4月1日 至 2026年3月31日

1 事業の成果

◆法人全体の成果

I. 理念実現の方針

(1) 感覚的な支援から根拠ある意思決定支援への取り組み

従来の聞き取りに留まらず、本人の行動背景や非言語的なサインを分析することを定期的に取り組んだ。言葉での表現が困難な方に対しても、生活場面の観察記録から心地良さの要因を具体的に出した。その結果、支援者の主観に頼らず、チームで多角的に本人の意向を推察することができる体制が整った。次年度は根拠に基づく支援の標準化を取り組む。

(2) 法令遵守の仕組み化

社会保険労務士と顧問契約を締結。最新の労務関連法令や社会福祉特有の規制に基づき、就業規則および諸規定を全面的に見直した。事務局体制の分業化をし、現場が支援に専念できる環境を整えるとともに、相互チェックが働く体制を構築した。各事業所での勤怠管理や記録業務にICTツールを導入。情報のリアルタイムな稼働状況の把握を実現した。個人の意識に頼っていたコンプライアンス遵守を、就業規則の整備・組織体制の構築・デジタルツールの活用という3点から法令順守の仕組み化の一步を踏み出すことができた。

II. 組織体制の強化

(1) マネジメントの意識変革

現場リーダーに対し、単なる技術指導だけではなく、組織の理念をどう現場に落とし込むかというマネジメント視点を高めるために伴走としてサポートをした。プレイヤーから管理者への役割転換の意識が向くことができている。一つずつであるが、チームとして業務改善（マニュアルの作成着手等）が始まった。

(2) コミュニケーションの活性化と心理的安全性の確保

ミーティングや慰労会、パート・学生スタッフの卒業祝い等を戦略的に実施。上下ではなく役割で繋がる、風通しの良い対話文化を醸成した。結果として、職員間の連携不足によるミスが減少し、チームで支援を支える体制が強まった。

III. 人材の採用と定着

(1) 学生スタッフの役割再定義と責任の付与

地元大学との連携を深め、単なるアルバイト募集ではなく、福祉の現場をクリエイティブに変える意欲のある学生を募り、中核となる学生チームを組織した。学生を補助的な労働力と捉える従来の考え方を改め、2026年度からプロ意識を持ち活動してもらうための思考を共有。学生としての視点を法人の付加価値とする方向性を確認した。また学生が主体性を発揮できるよう、正規職員がどのようにバックアップし、専門的見地からフォローするかという指導体制のシミュレーションと関係性づくりを優先した。結果として数名がコアメンバーとして余暇支援の企画運営を皮切りに活動を開始することができた。

(2) 地元大学との連携

聖隷クリストファー大学、浜松学院大学等と連携し、単なる求人票の掲示ではなく、学生が現場の面白さに触れるための体験型ワークショップや説明会を早期に実施した。結果として、法人理念に共感する学生スタッフを確保することができている。次年度には新卒採用までの一連の流れにつなげる仕組みを構築する。

◆各事業の成果

あっとほーむ（放課後等デイサービス）

支援体制では、月1回のケース会議や年3回の事例検討会を通じて支援の質向上を図り、専門的支援実施加算の取得にも繋げた。また、正規職員によるパート職員への面談やフィードバックを行い、組織全体の対応力を強化している。保護者との関わりでは、茶話会やお父さん会の開催、SNSでの発信等を通じて多角的に信頼関係を構築した。地域連携においては、聖隷クリストファー大学との合同イベント実施や、他事業所との相互見学を通じたネットワーク作りを推進している。年間の延べ利用者数は2,333名（前年比102.6%）と微増し、1日平均9.3名が利用した。今後は特別支援学校の開校に伴う学区変更や、不登校・欠席等による利用者数の変動への対応が課題となる。

グリーンノート（生活介護）

グリーンノート（生活介護）

運営面では、月例のパート会議定着やSNSツールの活用により、現場の課題共有と情報伝達の迅速化を実現した。また、活動報告書の習慣化を通じて、職員が利用者の些細な変化を捉え、個別ニーズに即した専門的支援を行う体制を構築している。経済的成果として、総利益は前年度比126%を達成した。特に農業プロジェクトは前年比182%と大幅に伸長し、受託作業の効率化も進んでいる。地域連携では、商業施設でのワークショップや文化祭への出店を積極的に行い、利用者が社会と関わる機会を創出することで、自己肯定感の向上と事業への理解促進に繋げた。年間の延べ利用者数は2,785名（前年比125.9%）と大幅に増加し、1日平均11名が利用している。今後は専門業務の役割分担や販路開拓が課題となる。

あてんでゅー（居宅介護／重度訪問介護／行動援護／移動支援）

業績面では、売上高が前年比117%の34,020,527円に達した。移動支援（122%増）と居宅介護（117%増）が伸長し、地域ニーズへの対応力が向上した。体制面では、常勤換算数を前年度の1.15人から2.19人へと大幅に増加させ、登録ヘルパー28名の体制を維持した。この人的資源の拡充により、地域の多様なニーズに対して「断らない支援体制」の構築を進めることができた。運営面では、ICTツール（Care-Wing、ゼスト）の導入により、2026年1月に記録業務の完全移行を達成した。これにより情報の即時共有が可能となり、現場と管理側の連携スピードが向上している。また、専門研修の受講や学生スタッフへの教育を通じて、個別性の高いケースへの対応力とヘルパーの質的向上に注力した。今後は、拡大する事業規模に合わせたマネジメント時間の確保や、キャリアパス制度の定着が課題となる。

2 事業の実施に関する事項

事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲および人数	支出決算額(千円)
(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、障害福祉サービス事業					
1. 生活介護事業の実施 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する利用者に対し、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行う事業を実施。	2025年4月1日～ 2026年3月31日 (254日間開設)	グリーンノート	4人/日	市内の障がいのある者 延べ3,155人	27,957
(2) 児童福祉法に基づく、障害児通所支援事業					
1. 放課後等デイサービス事業の実施 放課後・余暇の時間を利用し、障がい児が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適應することができるよう、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う事業を実施。	2025年4月1日～ 2026年3月31日 (250日間開設)	地域生活支援の家 あっとほーむ	5人/日	市内の知的障がいのある児童・生徒 延べ2,333人	18,850
(6) 居宅サービス事業					
1. 生活支援事業（居宅介護・重度訪問介護・行動援護）の実施 主に知的障がい者を中心とした、日常生活を営むために必要な事業を実施。 2. 浜松市移動支援事業の受託 主に知的障がい者を中心とした、円滑な外出を支援するための事業を実施。 3. タイムケア事業の実施 制度にのらない部分を個別契約によって対応。	2025年4月1日～ 2026年3月31日 (365日間開設)	生活支援事業所 あてんでゅー	5人/日	市内の障がいのある児・者 延べ人数・総時間 居宅介護 269人・2,374h 重度訪問 0人・0h 行動援護 91人・609h 移動支援 427人・4,689h	24,933